

平成 23 年 2 月 9 日

公明党代表 山口那津男
同 幹事長 井上 義久
同災害対策本部長 木庭健太郎

平成 22 年度豪雪被害に関する緊急提言

昨年 12 月下旬以降、北日本から西日本の広範囲にわたって異常豪雪が続き、全国各地で交通の混乱をはじめ、除排雪に伴う事故が多発するなど、国民生活に甚大な被害を及ぼしている。

この事態により、豪雪地域の地方自治体等においては、除排雪関連経費が増大して補正予算編成などの対応を余儀なくされているほか、今後、融雪期の雪崩や地滑り対策、農作物の安定生産対策などで、厳しい財政状況に追い込まれることが予測されている。

そこで政府においては、このたびの豪雪被害の実態を正確に把握するとともに、以下の項目について速やかに対応し、適切な措置を講じるべきである。

1. 異常豪雪に係る対策経費について特別交付税の増額配分による支援措置を講じるとともに、予備費の活用についても検討し豪雪対策の充実を図ること
2. 道路除排雪に要した経費について幹線市道除雪費補助の臨時特例措置や社会資本整備総合交付金での支援措置等を講じること
3. 災害救助法適用による要援護世帯除雪援助の限度額を引き上げること。また、除雪援助の対象について、道路沿いあるいは隣家に被害が及びそうな車庫及び作業所等にも拡大すること
4. 災害救助法の適用期間を延長すること。また、要援護世帯に均等割課税世帯を加えるなど対象要件を拡充すること
5. 石油価格の高騰に対応し、要援護世帯に対する灯油費用の助成を行うこと

6. 空き家や空き店舗など所有者が不在あるいは不明のため、除雪されない危険放置家屋への対応に関する法整備や費用負担等の支援のあり方について早急に検討すること
7. 除雪作業を担うオペレーターの確保や除排雪機械の整備など除雪体制の維持について適切な措置を講じること。また、除雪作業を行う建設・土木等の関係業者に対する待機補償の充実を図ること
8. 高齢者や独り暮らし世帯の見守り並びに行政とのパイプ役である民生委員の活動が激務になっていることに鑑み、活動に対する臨時助成制度の創設など支援策を講じること
9. 自動融雪装置の普及など雪下ろしを必要としない克雪住宅・まちづくりの整備促進へ向けた措置を講じること
10. 消雪パイプ等の設備の維持・更新に係る支援措置を強化すること。また、流雪溝など克雪用水の水源対策などについて必要な措置を講じること
11. 新潟空港など豪雪地の地方空港において、除雪体制の強化や迅速化など、冬期の安全性向上及び安定運航の確保を図ること
12. 被災した漁船等への対応や、農林漁業者の経営安定へ向けた支援措置を強化すること
13. 豪雪の影響で経営が悪化した中小・零細企業者や自営業者等に対し、経営相談の強化や資金繰り支援の充実など、きめ細かな対策を講じること
14. 豪雪地域等での災害復旧事業が着実に実施されるよう、公共事業費の削減については地域の実情を十分に考慮すること

〈了〉